

静岡県と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、相互に密接な連携と協力をすることにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、県民サービスの向上、地域の活性化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（連携事項）

- 第1条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。
- (1) オリジナル商品開発にあたっての県産品の活用に関すること
 - (2) 観光や県産品の情報発信に関すること
 - (3) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
 - (4) 県政情報の発信に関すること
 - (5) 県民の健康増進に関すること
 - (6) 子ども・青少年の育成支援に関すること
 - (7) 高齢者や障害のある方の支援に関すること
 - (8) 環境の保全に関すること
 - (9) 富士山静岡空港の利活用促進・PRに関すること
 - (10) その他県政の推進や住民サービスの提供に関すること
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定するものとする。

（協定の見直し）

第2条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲若しくは乙より書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲若しくは乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持する。

平成21年 1月22日

甲： 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

石川嘉延

乙： 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長COO

山口俊郎